

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を踏まえた対応について  
(解除)

令和3年10月1日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

9月28日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、10月1日より全ての地域について、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除されることが決定されました。一方で、変更後の同対処方針においては、感染の早期の再拡大を防止する観点から、対策の緩和については段階的に行うとともに、基本的な感染防止対策を引き続き徹底することが求められています。

これを受け、当事業団におきましては、引き続き、緊急事態宣言解除後においても下記のとおり適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限り最大限テレワークを活用

テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用

出張はWEB会議の積極的活用等により真に必要なものに限定する

以上